薬生水発 0628 第 1 号 令和元年 6 月 28 日

各都道府県水道行政担当部(局) 御中 各厚生労働大臣認可 水 道 事 業 者 水道用水供給事業者

各登録水質検査機関 御中 各登録簡易専用水道検査機関 御中

> 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長 (公印省略)

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の公布について

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和元年厚生労働省令第20号。以下「改正省令」という。)及び不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示(令和元年厚生労働省告示第48号。以下「改正告示」という。)が本日公布され、7月1日より施行されることとなりました。改正省令及び改正告示の内容は下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、その施行に遺漏なきようお願いします。

また、各都道府県水道行政担当部(局)におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、特別区・市町村の水道行政担当部局への周知をお願いいたします。

記

1 省令の一部改正

改正省令の施行に伴い、以下の省令の様式中の「日本工業規格」を削る。

- ・ 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)様式第一から様式第四 まで及び様式第六から様式第二十まで
- 水道法施行規則の一部を改正する省令(平成8年厚生省令第69号) 附則様式第一

2 告示の一部改正

改正告示の施行に伴い、以下の告示を改正する。

・ 簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項(平成 15 年 厚生労働省告示第 262 号)の別記様式中の「日本工業規格」を削る。 ・ 給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成9年厚生省告示第 111号)について、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業 規格」を「日本産業規格」に改正する。

3 経過措置

厚生労働省の所管する省令及び告示で定める様式の改正に係る経過措置として、次の取扱いがなされるものである。

- ① 改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- ② 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。